

協議項目第14号

機構及び組織について

機構及び組織について提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木下良一

機構及び組織について
新町の機構及び組織については、次の整備方針に基づき整備するものとする。 (1) 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織 (2) 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織 (3) 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織 (4) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 (5) 簡素で効率的な機構・組織

平成15年7月22日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	14 機構及び組織	関係項目
調整方針	<p>新町の機構及び組織については、次の整備方針に基づき整備するものとする。</p> <p>(1) 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織</p> <p>(2) 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織</p> <p>(3) 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織</p> <p>(4) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織</p> <p>(5) 簡素で効率的な機構・組織</p>	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
機構・組織	<p>町長 — 助役 —</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 (12) 企画情報課 (7) 住民課 (16) 健康推進課 (18) 生活環境課 (6) 産業建設課 (10) <p>収入役 — 会計室 (2)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 教育課 (7)</p> <p>議会 — 事務局 (1)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p> <p>上島上水道企業団【派遣】 (1)</p>	<p>村長 — 助役 —</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 (7) 建設課 (6) 住民生活課 (11) 税務課 (4) 公営渡船課 (11) 保健サービスセンター (7) <p>収入役 — 出納室 (1)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 事務局 (2)</p> <p>議会 — 事務局 (2)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p> <p>越智郡老人ホーム組合【派遣】 (1)</p>	<p>村長 — 助役 —</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画総務課 (7) 産業振興課 (5) 建設課 (10) 住民生活課 (9) 保健福祉課 (8) 保育所 (7) 高齢者生活福祉センター (4) <p>収入役 — 出納室 (1)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 事務局 (6)</p> <p>議会 — 事務局 (2)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p>	<p>村長 — 助役 —</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 (4) 住民課 (9) 産業建設課 (10) <p>[収入役兼掌] — 会計室 (1)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 事務局 (1)</p> <p>議会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p>	<p>合併時に再編</p> <p>新町の機構及び組織については、「新町における機構・組織の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>(新町における機構・組織の整備方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織 2. 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織 3. 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織 4. 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 5. 簡素で効率的な機構・組織
	()はH15.5.1現在の職員数	()はH15.5.1現在の職員数	()はH15.5.1現在の職員数	()はH15.5.1現在の職員数	

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	14 機構及び組織	関係項目
調整方針	資料	

機構及び組織に関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（地方公共団体の法人格及び事務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、法人とする。</p> <p>2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p> <p>3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。</p> <p>4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。</p> <p>5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。</p> <p>6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。</p> <p>7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。</p> <p>8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。</p> <p>9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。</p> <p>一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）</p> <p>二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）</p> <p>10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあっては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあっては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。 別表省略</p> <p>11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。</p> <p>12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。</p> <p>13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない。</p> <p>14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</p> <p>15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。</p> <p>16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>(1) 新市の組織及び機構については、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。 (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。</p> <p>また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままのかたちで統合する。 平成13年4月からは、議会議務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。 （新市における組織・機構の整備方針） ア 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ確に対応できる組織・機構 イ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 ウ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 エ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 オ 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。</p> <p>(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 (2) 簡素で効率的な組織・機構 (3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構 (5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構 (6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>(1) 新町の組織については、住民サービスが低下しないように十分に配慮する。 (2) 新町の組織・機構の整備については、「新町における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 （新町における行政組織・機構の整備方針） 新町における行政組織・機構は次により整備するものとする。 新町における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。 このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。 町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することが出来る組織・機構 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	14 機構及び組織	関係項目
調整方針	資	料

機構及び組織に関する法令	先進事例
<p>17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。</p> <p>（事務所の設置又は変更）</p> <p>第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。</p> <p>（事務局並びに事務局長・書記長・書記及びその他の職員）</p> <p>第三十八条 都道府県の議事に事務局を置く。</p> <p>2 市町村の議事に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。</p> <p>3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。</p> <p>4 事務局を置かない市町村の議事に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。</p> <p>5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。</p> <p>6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>7 事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。</p> <p>8 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。</p> <p>9 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、階級制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（支庁・地方事務所等の設置及び区）</p> <p>第五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <p>（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）</p> <p>第五十八条 都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に十一局、道及び人口四百万以上の府県に九部、人口二百五十万以上四百万未満の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に七部、人口百万未満の府県に六部を置くものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例で、局部の数を増減することができる。この場合においては、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨に適合し、かつ、国の行政組織及び他の都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の数を超えて局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条において同じ。）を置こうとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、局部の名称若しくはその分掌する事務を定め、若しくは変更し、又は局部の数を増減したとき（前項の規定による届出を行った場合を除く。）は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県は、公共事業の経営に関する事務を処理させるため、条例で、必要な組織を設けることが</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 新市の組織及び機構は、現在の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の庁舎を有効活用したものである。</p> <p>(1) 新市の事務所の位置が現在の5町の事務所の何れかに決定された場合、他の4町の事務所的位置には、現在の町の区域を所管し、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を、総合支所として合併時に設置する。</p> <p>(2) 現在の支所、出張所及びその他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。</p> <p>2 新市の組織及び機構は、「新市における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>3 新市の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>（新市における行政組織及び機構の整備方針）</p> <p>合併時における組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 2 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 3 緊急時に即応できる組織・機構 4 簡素で効率的な組織・機構 5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 6 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>新市の機構・組織は、当面4市町村それぞれの庁舎の有効利用を図ることを前提に、「新市における行政機構・組織の整備方針」に基づき、職員の定員管理の適正化を図りつつ、総合支所方式を取り入れ、本庁舎へ管理部門を統合する。その他の旧市町村業務については当面従来どおりとする。また、教育委員会等の行政委員会については、関係法令に基づき整備する。</p> <p>（新市における行政機構・組織の整備方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる機構・組織 2 住民の声を適正に反映することができ、住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織 3 従来の住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織 4 簡素で効率的な機構・組織 <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>新町の機構及び組織は、次の方針に従い整備する。</p> <p>(1) 合併当初の組織は総合支所方式を採用し、5町村の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>(2) 新町の機構及び組織は、次の整備方針に基づき整備する。</p> <p>住民サービスの低下を来さないよう十分配慮した機構・組織</p> <p>住民の利用しやすく、わかりやすい機構・組織</p> <p>簡素で効率的な機構・組織</p> <p>新町建設計画を円滑に遂行できる機構・組織</p> <p>地方分権に柔軟に対応できる機構・組織</p> <p>新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	14 機構及び組織	関係項目
調整方針	資 料	

機構及び組織に関する法令	先 進 事 例
<p>できる。</p> <p>6 都道府県知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、局部の下に必要な分課を設けることができる。</p> <p>7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p> <p>（出納員及び会計職員）</p> <p>第百七十一条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。</p> <p>2 出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。</p> <p>3 出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。</p> <p>5 前条第四項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>6 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。</p> <p>（書記長・書記その他の職員）</p> <p>第百九十一条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。</p> <p>2 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>3 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。</p> <p>（事務局・事務局長・書記その他の職員）</p> <p>第二百条 都道府県の監査委員に事務局を置く。</p> <p>2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。</p> <p>3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。</p> <p>4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。</p> <p>5 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。</p> <p>6 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>7 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】</p> <p>（事務局）</p> <p>第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。</p> <p>2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <p>新市における機構及び組織の整備方針は別紙のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>（別紙） 基本方針</p> <p>次の事項を基本方針として、新市の機構及び組織の整備を図る。</p> <p>(1) 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した機構・組織 (2) 住民が利用しやすく、わかりやすい機構・組織 (3) 市民の声を活かし、反映することができる機構・組織 (4) 住民ニーズの高度化・多様化に対応できる機構・組織 (5) 簡素で、効率的な機構・組織 (6) 指揮・命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な機構・組織 (7) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織 (9) 新市建設計画を円滑に遂行できる機構・組織</p> <p>個別整備方針</p> <p>(1) 新市の組織は、多団体の合併である特殊性や円滑な業務の執行を図る観点から、当面、総合支所方式を基本とし、現在の今治市役所を本庁、朝倉村役場、玉川町役場、波方町役場、大西町役場、菊間町役場、吉海町役場、宮窪町役場、伯方町役場、上浦町役場、大三島町役場、及び関前村役場を支所とする。</p> <p>合併直後は、事務を円滑に執行するため、現行の組織・実態を基本とし、管理部門の統合等の改組を行い、その後情報インフラの活用を図りながら段階的な再編、見直しを行い、将来的には支所を活用するなかで、本庁方式への移行を図る。</p> <p>(2) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。</p> <p>支所は、当分の間、合併前の町村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務をのぞく住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し、又、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。各団体が有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。</p> <p>(3) 行政委員会及び付属機関等については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら整備統合を図る。</p> <p>また、委員構成等については、実情や地域性にも配慮して適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 組織の見直しは、定員適正化計画のもと、行政システムの整備、職務能率の向上に努めながら、順次統合、再編を図る。</p> <p>留意事項</p> <p>新市町村の事務処理組織及び機構の設置は、新市町村の市町村長職務執行者が行うこととなるが、その準備については、当該合併市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市町村の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当である。</p> <p>新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。</p> <p>《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>